

成田市情報公開及び個人情報保護審査会会議概要

1 開催日時

平成 28 年 2 月 4 日（木） 午後 2 時～午後 3 時 30 分

2 開催場所

成田市花崎町 760 番地
成田市役所 6 階 中会議室

3 出席者

(委員)

木村会長、滝沢委員、菊地委員、江波戸委員、川嶋委員

(事務局)

坂本総務課長、小林総務課主幹、關谷総務課主査、小川総務課副主査及び
藤原総務課主任主事

4 議題

- (1) 改正行政不服審査法の施行に伴う成田市情報公開条例等の一部改正について
- (2) マイナンバー法の施行に伴う成田市個人情報保護条例等の一部改正について
- (3) 情報公開及び個人情報保護制度運用状況の報告について
- (4) その他

5 議事(要旨)

議題(1) 改正行政不服審査法の施行に伴う成田市情報公開条例等の一部改正について

改正行政不服審査法の施行に伴い、「情報公開条例」、「個人情報保護条例」、「情報公開及び個人情報保護審査会条例」等の一部を改正する必要があることから、改正の内容について説明を行った。

【質疑等】

- 委員：審理員の指名が適用除外となる部分開示決定等に対する審査請求の場合は、どのような流れで審理が行われるのか。
- 事務局：審査庁が行います。行政不服審査法第 9 条第 1 項に審理員の指名に関する規定があり、同条第 3 項において、行政不服審査法の審理手続の規定の中で「審理員」とある部分の一部を「審査庁」と読み替えることとなっています。

- 委員：審査庁が審理を行った後の情報公開等審査会における審理はどのようなのか。
- 事務局：条例上は、「審査庁」ではなく「実施機関」という表現となりますが、情報公開等審査会は「審理員」ではなく「実施機関」から諮問される裁決の案について、判断が妥当かどうかを審議することとなります。

- 委員：審査庁と処分庁は違う部局が行い、それぞれの部局名で審査請求人に通知等がいくのか。
- 事務局：通知等は、部局ではなく実施機関で行うため、市長部局であれば市長名となります。運用としては、審査請求人に通知等を行う際に、担当課名の入った送付文を添付する方向で検討いたします。

- 会長：教示文について、全部開示決定通知書についても、相手方の請求に対し、開示の漏れがある可能性もあるため記載するよう何かの機会に変更をお願いしたい。

議題(2) マイナンバー法の施行に伴う成田市個人情報保護条例等の一部改正について

マイナンバー法の施行に伴い、特定個人情報等の規定について「個人情報保護条例」等の一部を改正する必要があることから、改正の内容について説明を行った。

【質疑等】

- 会長：特定個人情報保護評価において、成田市では対象件数による全項目評価はないため、今後も、事故等がないよう個人情報の適切な管理をお願いします。

議題(3) 情報公開及び個人情報保護制度運用状況の報告について

平成 26 年度及び平成 27 年度（12 月末現在）の情報公開制度及び個人情報保護制度に関する運用状況について、事務局より報告をした。

【質疑等】

- 委員：不開示理由における「公共の安全等に関する情報」とは具体的にどのようなものか。
- 事務局：主に、個人や法人の印影について不開示としたものです。

議題(4) その他

開示請求における多色刷りの写しの交付について、現行の 40 円から 20 円に変更する旨の説明を行った。

また、マイナンバー法の施行に伴い、「個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「個人情報取扱要綱」を制定したことから、その内容について説明を行った。

【質疑等】

特になし

6 傍聴者

0 人